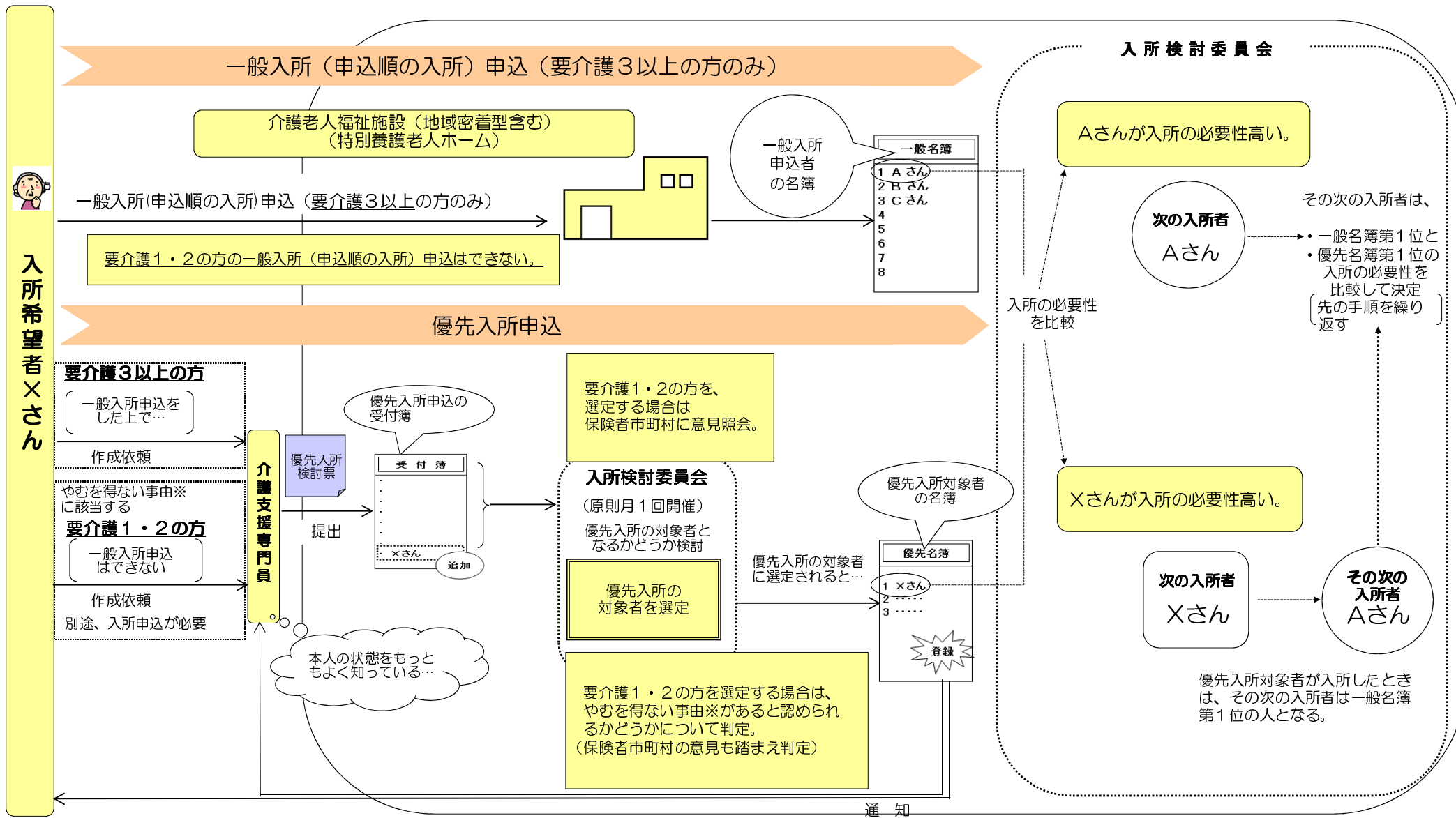


平成27年4月入所分～ 奈良県指定介護老人福祉施設等に係る入所指針に基づく入所の流れについて

- この指針は、入所の必要性の高い人が介護老人福祉施設（特養）に円滑に入所できるよう、県・施設の代表者が、県内市町村と協議の上、共同で作成しました。
- 介護保険法令の改正により、特別養護老人ホームの入所は、27年4月から、原則、要介護3以上の方となります。
- 要介護1又は2の方は、各施設で設置している入所検討委員会で、市町村の意見書を踏まえた検討の結果、やむを得ない事由により居宅での日常生活が困難と認められた場合に限り入所が可能となります。



- ※ 「居宅での日常生活が困難なことについて、やむを得ない事由」として、以下の要件のいずれかに該当することが必要。
- ① 認知症で、日常生活に支障を来すような症状などが頻繁に見られること。
 - ② 知的障害・精神障害を伴い、日常生活に支障を来すような症状などが頻繁に見られること。
 - ③ 家族等による深刻な虐待などにより、心身の安全・安心の確保が困難。
 - ④ 単身世帯、同居家族が高齢等により、家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービス等の供給が不十分。

- 入所検討委員会は、施設長、生活相談員、看護職員、介護支援専門員など関係職員等で構成。
- 入所に関する具体的手続きは、入所指針の目的を逸脱しない範囲で各施設において定めることができる。